

○大槌町すこやか子育て医療費給付条例

平成24年7月6日

条例第15号

改正 平成25年3月15日条例第1号

平成27年6月12日条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、子どもの医療費の一部を給付することにより、子育てに取り組む保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子どもの健全な育成及び安心して子どもを生み育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 出生の日から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 監護者 現に次条に規定する受給者を監護している者をいう。
- (3) 保護者 監護者、親権を行う者及び後見人その他の者をいう。
- (4) 医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。
- (5) 保険証 被保険者証、組合員証、加入者証又は被扶養者証等保険給付を受けるために発行された証をいう。
- (6) 医療費 医療保険各法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）その他医療に関する法律等の規定による医療に要する費用の額をいう。
- (7) 医療機関等 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又はこれに準ずる者をいう。
一部改正〔平成25年条例1号〕

(受給者)

第3条 この条例により医療費の給付を受けることができる者（以下「受給者」という。）は、大槌町に住所を有する子どもであって、医療保険各法に規定する被保険者、組合員、

加入者又は被扶養者とする。

(受給者の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、大槌町子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例（昭和48年大槌町条例第24号）及び大槌町ひとり親家庭医療費給付条例（昭和54年大槌町条例第9号）により医療費の給付を受けることができる者は受給者から除くものとする。

一部改正〔平成27年条例27号〕

(給付の額)

第5条 給付の額は、受給者に係る医療費について、医療機関等の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに、医療保険各法その他医療に関する法律等の規定により受給者が負担すべき額（国又は地方公共団体の負担により給付される額を除く。以下「受給者負担額」という。）から、入院外に係る医療費については1,500円、入院に係る医療費については5,000円を控除した額に相当する額とする。ただし、医療保険各法の規定により同一の世帯について一部負担金等を合算することにより高額療養費及び高額介護合算療養費（以下「高額療養費等」という。）が算定される場合においては、受給者負担額は当該合算した額から高額療養費等を控除した額を一部負担金等の額に応じてあん分することにより算定した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の給付額は、受給者負担額に相当する額とする。

(1) 受給者が出生の日から3歳に達する日の属する月の末日の間にある場合

(2) 受給者及び監護者が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による当該年度分の市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合

3 入院に伴う給付の額にあつては、前2項の規定により算定された額から当該食事療養標準負担額相当額及び生活療養標準負担額相当額を控除した額とする。

(受給者証の交付申請)

第6条 この条例による医療費の給付を受けようとする者又はその保護者は、あらかじめ町長に対し、規則に定めるところにより、すこやか子育て医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を申請しなければならない。

(受給者証の交付)

第7条 町長は、前条の規定により受給者証の交付の申請があった場合において、この条例による給付を受ける資格（以下「受給資格」という。）があると認めるときは、受給資格を認めた者又はその保護者に対し、規則の定めるところにより受給者証を交付するものとする。

(受給者証の再交付)

第8条 受給者又はその保護者（以下「受給者等」という。）は、前条の規定により交付された受給者証を破損し、又は亡失したときは、町長に対し受給者証の再交付を申請することができる。

(受給者証の提示)

第9条 受給者等は、受給者が医療を受けようとする場合には、医療機関等に保険証とともに受給者証を提示するものとする。

(給付の申請)

第10条 受給者等は、医療機関等に医療保険各法に規定する一部負担金を支払った上、町長に対し、この条例による給付の申請をするものとする。

(給付の決定)

第11条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、第5条に規定する額を当該受給者等に給付するものとする。

(届出の義務)

第12条 受給者等は、受給者証に記載されている事項その他規則で定める事項について変更があったとき、受給資格を失ったとき又は給付事由が第三者行為によって生じたものであるときは、速やかに町長に届け出なければならない。

(給付の制限)

第13条 町長は、受給者等が受給者の疾病又は負傷について損害賠償を受けたときは、その額の範囲内において、給付を要する費用の全部若しくは一部を支給せず、又は既に給付した金額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第14条 この条例による給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(不正利得の返還)

第15条 町長は、偽りその他不正行為によりこの条例による医療費の給付を受けた者があるときは、その者から、既に給付した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年3月15日条例第1号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(大槌町すこやか子育て医療費給付条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 この条例による改正後の大槌町すこやか子育て医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成27年6月12日条例第27号）

(施行期日)

1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大槌町すこやか子育て医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以降の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

○大槌町すこやか子育て医療費給付条例施行規則

平成24年7月6日

規則第17号

改正 平成27年12月28日規則第30号

平成28年3月31日規則第21号

平成28年6月14日規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、大槌町すこやか子育て医療費給付条例(平成24年大槌町条例第15号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(受給資格)

第2条 条例第3条に規定する受給者には、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条及び第116条の2に規定する被保険者の特例に準じて取り扱う者を含むものとする。

(受給者証の交付申請)

第3条 条例第6条の規定による交付の申請は、別に定める様式による医療費受給者証交付(更新)申請書(以下「受給者証交付(更新)申請書」という。)により行わなければならない。

一部改正〔平成28年規則21号〕

(受給者証の交付)

第4条 町長は、条例第7条の規定により受給資格を認めた者については、別に定める様式による医療費受給者証(以下「受給者証」という。)を交付するとともに、別に定める様式による医療費受給者証交付台帳(以下「交付台帳」という。)に記載し、不相当と認められた者については、別に定める様式による医療費受給者証交付(更新)申請却下通知書により、その旨を理由を付して通知するものとする。

一部改正〔平成28年規則21号〕

(受給者証の有効期間)

第5条 受給者証の有効期間は、町長が受給資格を認定した日から翌年の7月31日までとする。ただし、当該認定の日が1月から7月までの間である場合は、当該認定の日の属する年の7月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、受給者が出生の日から6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者のうち、当該認定の日から起算した最初の3月31日が、その者が6歳に達する日以降の最初の3月31日(以下「未就学満了日」という。)である者(以下

「未就学満了児」という。)である場合には、未就学満了日までとし、同項の規定を適用した場合における受給者証の有効期間に、受給者が15歳に達した日以降の最初の3月31日が含まれることとなるときは、同日を当該受給者証の有効期間の終期とする。

一部改正〔平成28年規則29号〕

(受給者証の更新)

第6条 町長は、前条第1項の有効期間が満了する前に、受給者証を更新するものとする。

ただし、受給者が未就学満了児である場合には、この限りでない。

2 第3条及び第4条の規定は、前項の更新について準用する。この場合において、第3条中「条例第6条」とあるのは、「第6条第1項」と、「交付」とあるのは「更新」と読み替えるものとする。

3 町長は、届出事由等に変更がないことが明らかであると認められる場合は、前項の規定にかかわらず、受給者証交付(更新)申請書の提出を求めないことができる。

一部改正〔平成28年規則29号〕

(受給者証の切替)

第7条 町長は、受給者が未就学満了児であり、未就学満了日以降も受給資格を有すると認められる場合には、第5条第2項の有効期間が満了する前に、別に定める様式による受給者証を交付するものとする。

追加〔平成28年規則29号〕

(受給者証の再交付)

第8条 条例第8条の規定による受給者証の再交付の申請は、別に定める様式による医療費受給者証再交付申請書を町長に提出することにより行うものとする。

一部改正〔平成28年規則21号・29号〕

(給付の申請)

第9条 条例第10条第1項の規定による給付の申請は、別に定める様式による医療費給付申請書を医療機関等から医療機関等記入欄の記載を受けた上、町長に申請しなければならない。

一部改正〔平成28年規則21号・29号〕

(給付の通知)

第10条 前条の申請を受理した町長は、条例第10条第2項の規定による審査を行い、適当と認めた者については、別に定める様式による医療費給付決定通知書により、不相当と認めた者については、別に定める様式による医療費給付却下通知書により受給者又はその保

護者（以下「受給者等」という。）にその旨を通知するものとする。

一部改正〔平成28年規則21号・29号〕

（届出）

第11条 条例第11条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保護者氏名又は住所
- (2) 保険種別
- (3) 被保険者名、組合員名又は加入者名
- (4) 保険者名、組合名又は事業団名
- (5) 保険証の記号番号
- (6) 附加給付の内容
- (7) 受給資格の該当要件
- (8) 口座番号、銀行名その他振込先に係る事項
- (9) 受給者及びその監護者の市町村民税の課税の有無

2 受給者証に記載されている事項及び前項各号に掲げる事項に係る届出は、別に定める様式による医療費受給資格変更届に受給者証を添えて、行わなければならない。

3 条例第11条に規定する受給資格を失ったときの届出は、別に定める様式による医療費受給資格喪失届により行わなければならない。

4 条例第11条に規定する給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときの届出は、別に定める様式による第三者行為傷病届により行わなければならない。

一部改正〔平成28年規則21号・29号〕

（受給者証の返還）

第12条 受給者等は、条例第3条に規定する者に該当しなくなったときは、前条第3項の届出を行うとともに、速やかに受給者証を町長に返還しなければならない。

一部改正〔平成28年規則29号〕

（医療費の返還）

第13条 条例第14条に規定する医療費の返還を求める通知は、別に定める様式による医療費返還通知書により行うものとする。

一部改正〔平成28年規則21号・29号〕

（備付帳簿）

第14条 町長は、次に掲げる帳簿を備え付けるものとする。

- (1) 交付台帳

(2) 医療費給付台帳

(3) 医療費助成事業収入金等整理台帳

一部改正〔平成28年規則21号・29号〕

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日規則第30号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第21号）

この規則は、平成28年4月1日より施行する。

附 則（平成28年6月14日規則第29号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の大槌町すこやか子育て医療費給付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。